

健康

乳がん・子宮頸がん 検診について

今年度の乳がん・子宮頸がん検診は3月末までとなっています。がん検診は自分や家族の健康を守るプレゼントです。まだの方は検診を受けましょう。

さらに、41歳の方(令和3年4月1日時点)は乳がん検診が、21歳の方(令和3年4月1日時点)は子宮頸がん検診が無料で受けられます。無料で受けられる期限は今年の3月末までです。ぜひこのチャンスに受診を!

令和2年度の乳がん・子宮頸がん検診を受けられるのは医療機関のみです。受診できる医療機関や料金などの詳細につきましては、「受診券」、「令和2年度串間市健(検)診のお知らせ」および「健(検)診ガイド」に記載しておりますのでご確認ください。

●注意事項

- ・昨年度、乳がん・子宮頸がんを受診された方は対象外です。
- ・検診受診の際には受診券が必要となります。また、無料対象者はクーポン券も必要となります。紛失された場合は再発行いたしますのでご連絡ください。

問 医療介護課健康増進係

☎72-0333(内線519)

生活

マイナンバーカードに関するお知らせ

- マイナンバーカードの申請を、市役所および各支所の窓口で行うことができます。申請後、カードができあがりましたら、交付通知書(はがき)をお送りしますので、交付通知書・個人番号通知カード(お持ちの方のみ)・本人確認書類(※1)を持参の上、交付場所(交付通知書の表面左最下部に記載されております)の窓口にてお受け

取りください。マイナンバーカードの申請から交付までは1カ月程度かかります。

お仕事などにより、開庁時間帯に来庁できない方は開庁延長日(※2)をご利用ください。

マイナンバーカードを使用し、税証明書・印鑑証明書・住民票・戸籍証明書のコンビニ交付サービスを受けることができます。

(※1)本人確認書類とは、次のものを指します。

①運転免許証、パスポート、在留カードなど、官公署発行の顔写真入りもの1点。

②①をお持ちでない方は、健康保険証、医療受給者証、年金手帳などの「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載されたもののうち2点。

(※2)毎週木曜日(祝日を除きます)は、午後7時まで市役所の市民生活課窓口(各支所を除きます)を開庁しております。

- マイナンバーカードは、原則申請者本人以外の受け取りはできません(※)。しかし、申請者本人に傷病や障がいがある窓口に來ることが難しい場合には、代理人にマイナンバーカードの受領を委任することができます。代理人によるマイナンバーカード受領をご希望の際は、手続きに必要な書類などの説明をいたしますので、事前にご相談ください。必要な書類などがそろっていない場合、マイナンバーカードの受け取りができないことがあります。

※申請者本人の年齢が15歳未満である場合、保護者(親権者か法定代理人)の付き添いが必要です。

- マイナンバーカードに電子証明を設定されている方は、カード交付時より5年ごとのお誕生日までに暗証番号を更新していただく必要があります。お誕生日の3カ月前より更新手続きができますので、マイナンバーカードと暗証番号(カード交付時に設定していただいたもので、お忘れの場合は再

設定していただきます)をお持ちになり、市役所もしくは各支所の窓口にてお手続きください。

問 串間市役所

- ・市民生活課☎72-1111(代表)
- ・大東支所☎71-2011
- ・本城支所☎71-3011
- ・都井支所☎71-4011
- ・市木支所☎71-5011



お願い

市外から避難されている 皆さんへのお願い

全国避難者情報システムが運用されています。市外から避難されている方、ご自身の情報をご提供ください。

東日本大震災により、多くの方々が全国各地に避難されており、市町村では避難された方々の所在地などの情報把握を進めています。

このシステムは、避難された方から情報をご提供いただき、その情報を避難元の市町村に提供し、その情報に基づき、避難元の市町村が避難者への情報提供などを行うものです。

【全国避難者情報システム】



- 対象者=東日本大震災に伴い、平成23年3月11日時点の住所登録地と別の場所へ避難のために滞っている方で、各自の情報について、避難元自治体へ提供することを承諾いただいた方。

※串間市へ転入届を提出されている方・いない方いずれも対象となります。

- 受付場所=串間市役所2階危機管理課

問 危機管理課危機管理係

☎55-1120



スポーツ

スポーツ安全保険に 加入を!

スポーツ安全保険の受け付けが3月1日から始まります。運動クラブ、文化・ボランティアクラブなど4名以上のグループで加入できます。団体活動中の万が一のけがや賠償責任などの事故に備えましょう。熱中症や突然死も対象となります。

加入区分は活動内容と年齢で6区分に分かれ、掛金額は年額800円から。

①銀行などで加入する場合

「加入依頼書」に記入して指定銀行の窓口へ掛金とともに提出。別途銀行の振込手数料が必要です。「加入依頼書」は前年度加入団体については3月上旬までに代表者住所に届きます。新たに加入される場合は、生涯学習課窓口や中央公民館、各支所に設置してありますのでご利用ください。

②インターネットで加入する場合

スポーツ安全協会ホームページ「スポ安ねっと」で必要事項を入力後、コンビニエンスストアから掛金をお支払いください。銀行より手数料が安価で、翌年は名簿作成も楽になり、事故通知も「スポ安ねっと」から行えます。

問 公益財団法人スポーツ安全協会
宮崎県支部

☎0985-55-3136

告知

気象台の電話窓口の変更

4月1日より、宮崎地方気象台の「天気に関する問い合わせ」の受付時間が変わります。

問 ☎0985-25-4031

●受付時間=平日午前8時半~午後5時15分

※夜間・休日は、自動音声による気象情報(0985-25-8080)をご利用ください。

生活

障害年金を受給している方の 「児童扶養手当」の算出方法が 変わります

●見直し内容

①児童扶養手当と調整する障害基礎年金などの範囲が変わります

児童扶養手当法の一部改正により、令和3年3月分(令和3年5月支払)から、児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分のみの額との差額を児童扶養手当として受給できるようになります。ただし、障害基礎年金以外の公的年金などを受給されている方(遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などの公的年金などや障害厚生年金(3級)のみを受給している方)は、これまでと変わりありません。

②支給制限に関する所得の算定が変わります

障害基礎年金などを受給している受給資格者の支給制限に関する所得に、非課税公的年金給付など(障害年金、遺族年金、労災年金、遺族補償など)が含まれます。

●手当を受給するための手続き

・すでに児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方は、原則、申請不要です。

・児童扶養手当受給資格者としての認定を受けていない方は、児童扶養手当を受給するために、申請が必要です。

●支給開始月

・これまで障害年金の受給により、児童扶養手当を受給できなかった方のうち、3月1日に支給要件を満たす方は、6月30日までの申請で、3月分の手当から受給が可能です。

・3、4月分の手当は、5月のお支払いとなります。

問 福祉事務所こども政策係

☎72-1123(内線507)

申請

農業振興地域整備計画の 変更申請(個別申請)の 受付を再開します

農業振興地域整備計画の全体見直し作業に伴い、一時的に停止しておりました変更申請(除外・編入・用途変更)の受け付けを下記のとおり再開します。

●申請受付の再開

【令和3年】

・第1回受付期間
令和3年3月15日(月)~令和3年4月16日(金)

・第2回受付期間
令和3年9月1日(水)~令和3年9月30日(木)

※申請を検討される方は、事前に農業振興課農政企画係までお問い合わせください。

令和4年以降につきましては、毎年3月、9月を受付期間とします。

なお、軽微な変更に係る変更申請は随時受け付けいたします。

問 農業振興課農政企画係

☎55-1140



生活

母子・父子自立支援員の 配置について

串間市では、ひとり親世帯の相談を受け、自立に必要な情報提供や問題解決のお手伝いを行う支援員を配置しています。

生活や就労のことでお困りのことがありましたら、母子・父子自立支援員にお気軽にご相談ください。

●相談時間=午前9時~午後4時

問 福祉事務所こども政策係

☎72-1123(内線506)